

ガイド制度等検討ワーキング配布資料一式

(第2回ガイド制度等検討WG配布資料)

資料1：第2回ガイド制度等検討WGの主要論点について

資料2：大台ヶ原におけるガイドのあり方

資料3：大台ヶ原におけるガイド推奨の仕組み

資料4：大台ヶ原ガイド制度等の検討に係るスケジュール

注) 配布資料はWGの検討を受けて修正

(議事概要)

第1回ガイド制度等検討ワーキング議事概要

第2回ガイド制度等検討ワーキング議事概要

第 2 回ガイド制度等検討 WG の主要論点について

第 1 回 WG における指摘事項等を踏まえるとともに、今回会議の主要論点について、以下のとおり整理した。

1. 本 WG で検討するガイド制度の対象について

大台ヶ原におけるガイド制度に係る現状を踏まえ、当面、西大台利用調整地区を対象としたガイド制度を検討する。

将来的には、当該地区での取り組みが、周辺地域における新たな施策展開（条例等の整備）の契機となることを期待する。

2. 西大台利用調整地区におけるガイド制度について

- (1) 早期に、ガイドの質を担保し、利用者が適切なガイドを選択できる仕組みの整備が必要であるため、当面は、登録制度により開始する。
(今後、ガイドの活動実態や利用者の要望等に応じ、認定制度等の導入の検討も必要)
- (2) 登録にあたっては、大台ヶ原ガイド講習プログラム（仮称）の受講のほか、大台ヶ原で活動するガイドとしての基礎的な知識・技術等を有することが必要となる。
- (3) 登録機関は、西大台地区利用適正化計画検討協議会（もしくは同協議会を基に発展させた機関）とする。
- (4) 登録機関の役割は、以下のものとする。
 - ・大台ヶ原ガイド講習プログラム（仮称）の開催
(平成 19 年度は、環境省が試験的に行うことを検討)
 - ・登録申請内容の確認
 - ・西大台利用調整地区ガイド（仮称）の登録・公表
(利用者が適切なガイドを選択することができるよう情報提供)
- (5) 利用者は、公表された情報により、個別に登録ガイドに依頼する。
- (6) 登録ガイドは、それぞれの責任において、ガイド活動を行う。

大台ヶ原におけるガイドのありかた

1. これまでの検討の経緯

大台ヶ原におけるガイド関連の検討については、これまでに、大台ヶ原自然再生検討会及び西大台地区利用適正化計画検討協議会による議論を経て、大台ヶ原自然再生推進計画及び西大台地区利用適正化計画（案）に以下のとおり位置づけられている。

(1) 大台ヶ原自然再生推進計画

参考：大台ヶ原自然再生推進計画におけるガイドに関連する記述

3. 新しい利用のあり方推進計画

(3) 計画内容

- 3) 総合的な利用メニューの充実—特に利用の質の改善のための条件整備—
エ. 自然解説・自然体験プログラムの充実

マイカー規制や利用調整地区の導入検討と並行して、ガイドツアー等の自然解説・自然体験プログラムを充実し、質の高い自然体験・環境教育を提供する。これに伴い、ガイドの資質向上、地域人材の発掘・育成を図る。

出典：大台ヶ原自然再生推進計画（平成 17 年 1 月）

(2) 西大台地区利用適正化計画（案）

参考：西大台地区利用適正化計画（案）におけるガイドに関連する記述

6. 自然ふれあいプログラムの提供等に関する事項

6-1 自然ふれあいプログラムの作成等

西大台を案内するガイド等に向けた情報や研修の機会等を提供する。

さらにより深い自然体験のために、大台ヶ原の自然を熟知したガイドによる自然ふれあいプログラムとして推奨すべき興味地点、コース等をまとめ、ガイド付き限定で利用することも将来に向けた課題として検討する。

6-2 ガイド付き立入りの推奨、ガイド人材の育成

利用マナーを徹底し、利用の安全を確保するとともに、利用者により質の高い体験を提供するためには、大台ヶ原の自然を熟知したガイドの同行が効果的であることから、大台ヶ原の自然等を熟知した者の随行を推奨する。

ただし、現状では、大台ヶ原におけるガイド制度が未整備であることから、ガイド推奨のための仕組みの整備と人材育成を促進すべく関係機関間において協議していく。

出典：吉野熊野国立公園西大台地区利用適正化計画（案）

（平成 18 年 7 月 26 日 第 4 回吉野熊野国立公園西大台地区利用適正化計画検討協議会）

(3) 第 1 回ガイド制度等検討WG

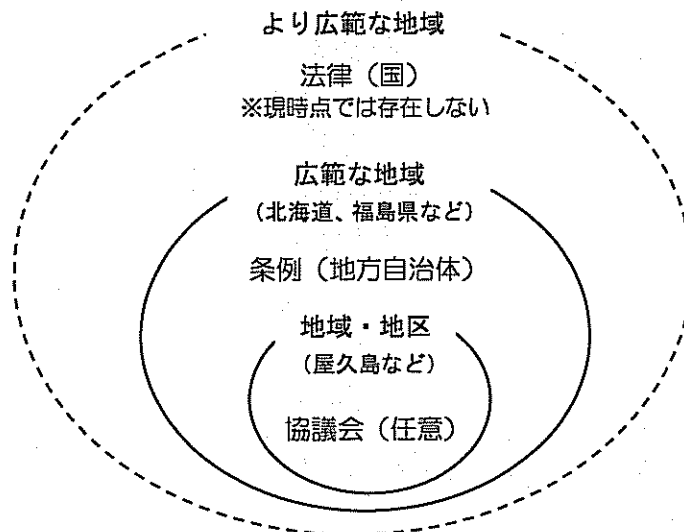
上記に加え、第 1 回ガイド制度等検討 WG（12/18）においては、今後、条例等による大峯などの周辺地域を含めたガイド制度の確立の必要性について意見が出された。

2. 大台ヶ原におけるガイド制度に係る仕組み

(1) ガイド制度に係る仕組み

現在、地方自治体や協議会等による多くのガイド制度が確立されているが、その制度が対象とする空間的範囲は、その制度を担保する仕組みにより様々である。

制度の対象範囲と担保する仕組みを整理すると、以下のとおりとなる。



図ー1 ガイド制度の対象範囲と担保する仕組み（イメージ）

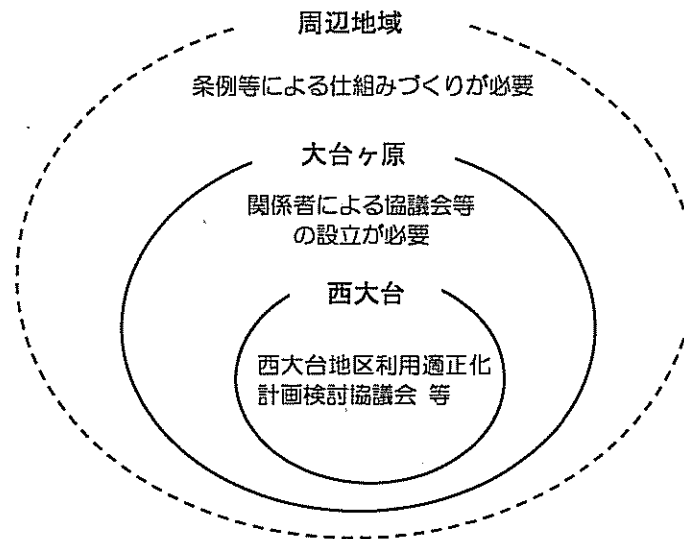
(2) 大台ヶ原におけるガイド制度に係る仕組みの現状

現在、大台ヶ原及びその周辺地域においては、ガイド制度に係る条例等は制定されていない。そのため、大台ヶ原自然再生推進計画において、中長期的な取り組みとして、ガイド制度の確立に関する記述が盛り込まれており、今後、関係行政機関、関係団体、観光関連事業者等による協議会等の設立が必要である。

一方で、昨年12月には、西大台地区において、自然環境への負荷の増大を防ぐとともに、質の高い自然体験の場を提供するため、自然公園法に基づき「西大台利用調整地区」が指定されたところである。

西大台利用調整地区における利用の適正化を図るにあたっては、その運用等を定めた西大台地区利用適正化計画を策定する必要があり、計画案の策定やその他の必要事項について検討するため、利用適正化計画の実施に務めようとする関係者により協議会が設置されている。

西大台地区利用適正化計画（案）におけるガイド制度に係る内容としては、西大台における利用マナーを徹底し、利用の安全を確保するとともに、利用者により質の高い自然体験を提供する観点から、大台ヶ原の自然等を熟知したガイドの同行を推奨するとし、そのための仕組みづくりと人材育成が当面の課題となっている。



図ー２ 大台ヶ原におけるガイド制度の対象範囲と担保する仕組み（イメージ）

3. 大台ヶ原におけるガイド制度の目標

これまでの検討経緯及び大台ヶ原におけるガイド制度に係る仕組みを踏まえ、大台ヶ原におけるガイド制度の目標を以下のとおり設定する。

大台ヶ原において、ガイドの育成・資質向上等を図ることにより、ガイドツアー等の自然体験プログラムの充実を図り、利用者に十分な情報と、安全かつ質の高い自然体験・環境学習を提供することを目標とする。

当面は、西大台利用調整地区におけるガイド制度を確立することを目標とする。

将来的に、周辺地域における新たな施策展開の契機となることも期待し、ガイド推奨の仕組み確立等の技術の蓄積に努める。

4. 大台ヶ原におけるガイド制度の基本的考え方

大台ヶ原におけるガイド制度の目標を踏まえ、基本的考え方を以下のとおり整理する。

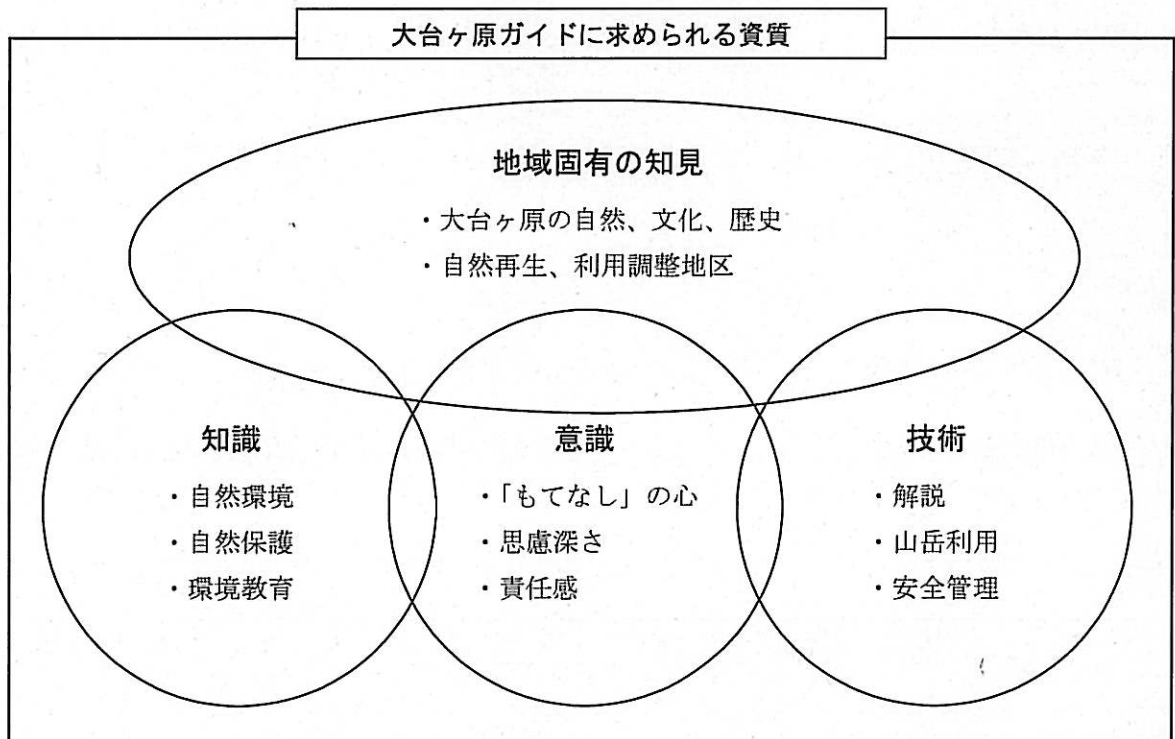
- ①大台ヶ原自然再生推進計画及び西大台地区利用適正化計画の実現に寄与すること
- ②大台ヶ原におけるガイド推奨の仕組みを確立すること
- ③当面は、西大台利用調整地区におけるガイド制度を確立すること
- ④利用者に十分な情報と、安全で質の高い自然体験・環境教育を提供すること
- ⑤多様な利用者のニーズに応えるよう、ガイドの育成・資質向上を図ること
- ⑥大台ヶ原の自然環境が保全されるとともに、地域が活性化することにより、持続的な利用を図ること
- ⑦大台ヶ原における取り組みが、大峯など周辺地域における新たな施策展開の契機となること

5. 大台ヶ原におけるガイドの資質

山岳地の国立公園である大台ヶ原で活動するガイドは、次の知識や技術等を有することが求められる。

また、知識や技術等は最低限備えるべきものとし、参加者の満足度に気を配る基本的な「もてなし」の心、ガイドとしての思慮深さをも有することが望ましい。

- ①自然環境及び安全管理等に関する知識・技術を有するもの
- ②大台ヶ原固有の自然、文化及び歴史に関する知見を有するもの
- ③大台ヶ原における自然再生の取り組みに関する知識を有するもの
- ④保有する知識等をわかりやすく利用者に伝え、自然を保護する心を育てることができるもの
- ⑤利用者の安全性を確保することができるもの
- ⑥参加者の満足度に気を配る基本的な「もてなし」の心、ガイドとしての思慮深さや責任感などを有するもの

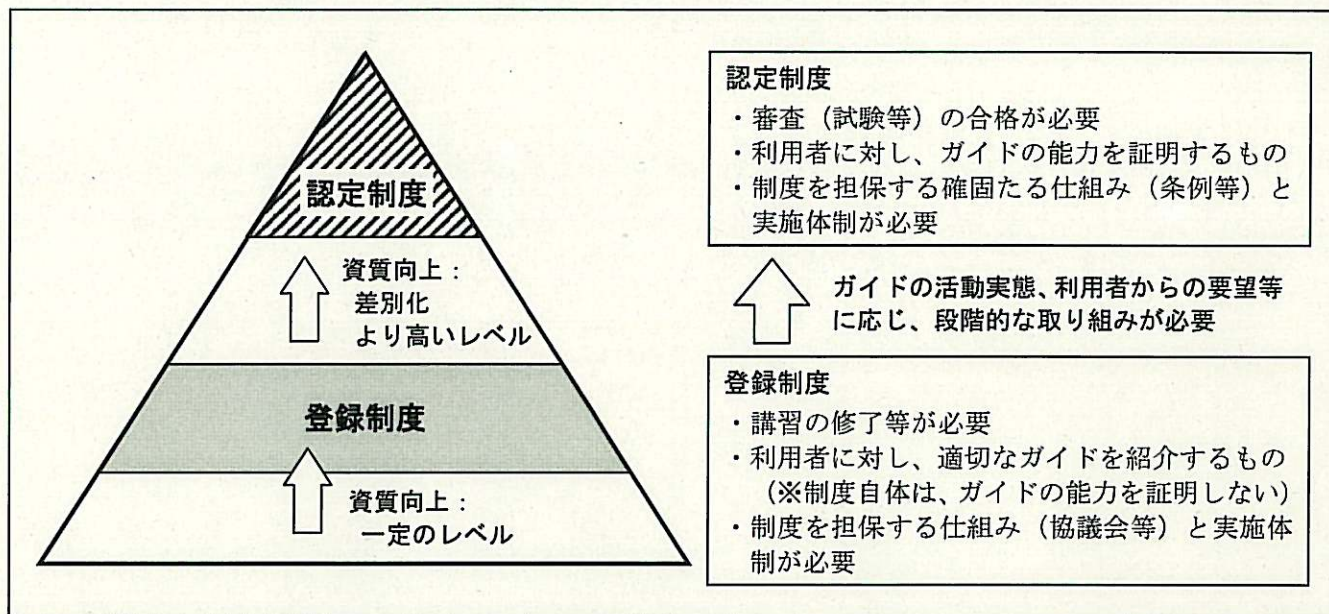


図ー3 大台ヶ原ガイドに求められる資質

大台ヶ原におけるガイド推奨の仕組み

1. ガイド推奨の仕組みの基本的考え方

「ガイド推奨の仕組み」とは、ガイドの登録制度、認定制度、ガイドの育成、ガイド付き立ち入りの推奨等を含むものとする。



図－1 認定制度と登録制度について（イメージ）

将来的には、大台ヶ原を含む周辺地域における「認定制度」の確立が望ましいが、以下の理由から、当面、西大台利用調整地区における「登録制度」により始めることとする。

認定制度については、ガイドの活動実態、利用者からの要望等の状況に応じ、周辺地域を含めた広域的なガイド制度の確立に向けた展開等も視野に入れ、導入の検討が必要である。

当面「登録制度」により開始する理由

- ・「認定制度」を確立するには時間がかかること
⇒条例等の認定制度を担保する仕組みについて検討されていない。
- ・就業ガイドが少ないこと
⇒制度の導入と並行して、ガイド人材の育成を図る必要がある。
- ・早期に、一定のガイドの質を担保する仕組みを整備し、利用者に適切なガイドを選択するための情報を提供する必要があること
⇒今後、西大台利用調整地区において、大台ヶ原の自然等を熟知しないガイド等が活動し、質の高い利用を提供することができない可能性も危惧される。

2. 大台ヶ原におけるガイド登録制度の仕組み

(1) 大台ヶ原ガイド講習プログラム（仮称）の開催

登録機関の事務局は、大台ヶ原において、大台ヶ原ガイド講習プログラム（仮称）（以下ガイド講習プログラムという）を開催する。

(2) 登録の申請

登録を希望するガイドは、ガイド講習プログラムを受講のうえ、必要書類を添えて、登録機関の長に申請する。

(3) 登録の要件

西大台利用調整地区ガイドの登録要件は、ガイド講習プログラムの受講のほか、大台ヶ原で活動するガイドとして必要な一定の知識や技術等に基づき定める。

(4) 申請内容の確認

登録機関は、登録の申請があった場合、事務局に申請内容の確認を依頼する。事務局は、登録要件に則り申請内容を確認し、登録の適否を判断する。

(5) 登録等

登録機関は、事務局の報告を受けてその旨を申請者に通知するとともに、該当する申請者を「西大台利用調整地区ガイド」として登録し、登録証等を交付する。

(6) 登録の公表

登録機関は、西大台利用調整地区ガイドの登録をしたときは、当該ガイドの情報を西大台利用調整地区ガイドを紹介するホームページに登載するなどし、公表を行う。

(7) ガイドの依頼

利用者は、西大台利用調整地区ガイドを紹介するホームページ等によりガイドの情報を閲覧し、目的に適したガイドに直接依頼を行う。

(8) 西大台利用調整地区ガイドとしての活動

西大台利用調整地区ガイドは、各々の責任においてガイド活動を行うとともに、利用者に質の高い自然体験を提供する。

(9) 登録の有効期間

西大台利用調整地区ガイドの質を担保するため、登録の有効期間（3年程度）を定めるものとする。

(10) 登録の抹消

登録機関の長は、西大台利用調整地区ガイドが登録の趣旨に反する行為を行った場合など、その登録を抹消することができるものとする。

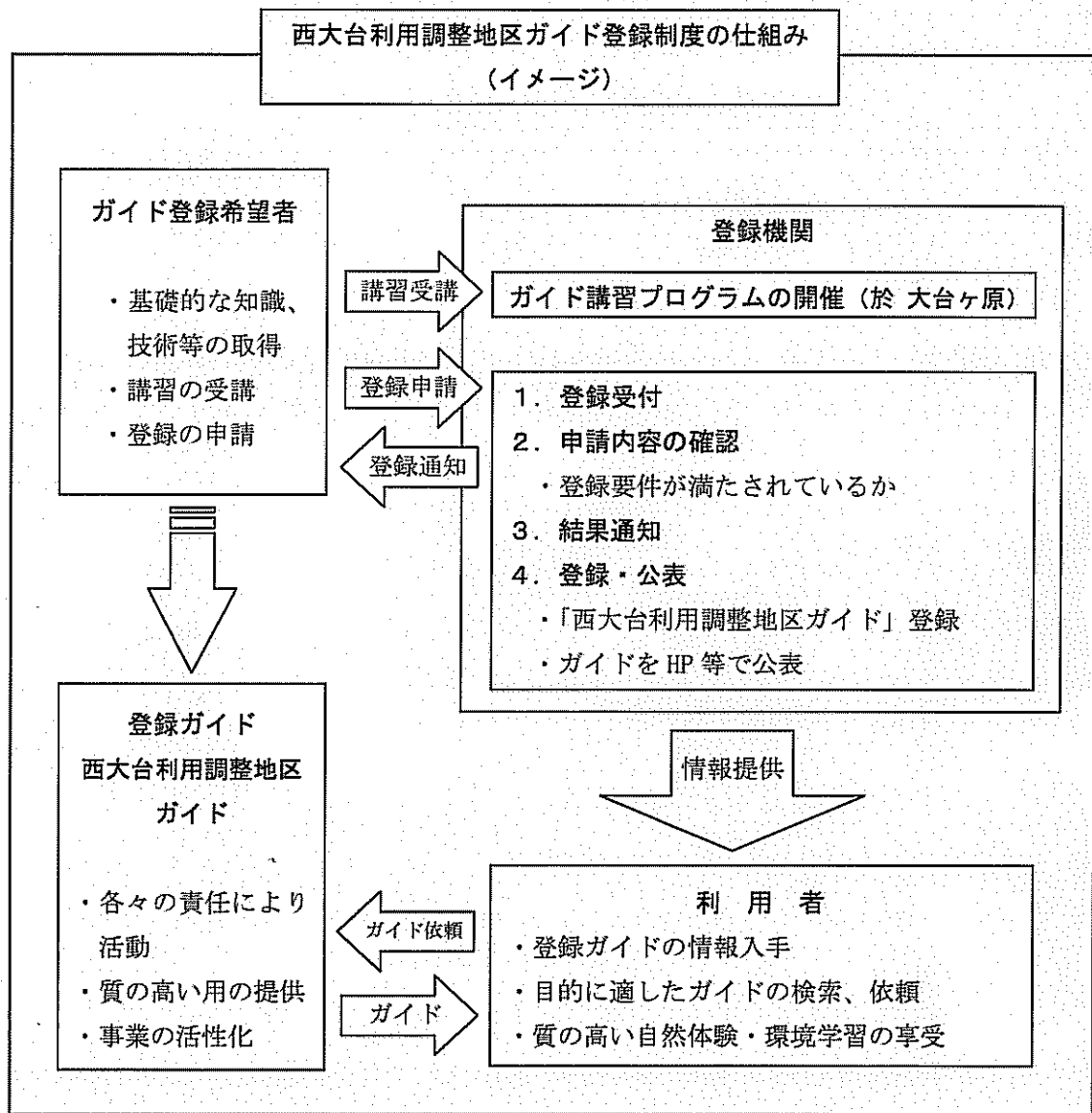


図-2 西大台利用調整地区ガイド登録制度の仕組み (イメージ)

3. 西大台利用調整地区ガイドの登録要件

(1) 基本的考え方

西大台利用調整地区ガイドの登録要件は、大台ヶ原ガイドに求められる資質に基づき定める。

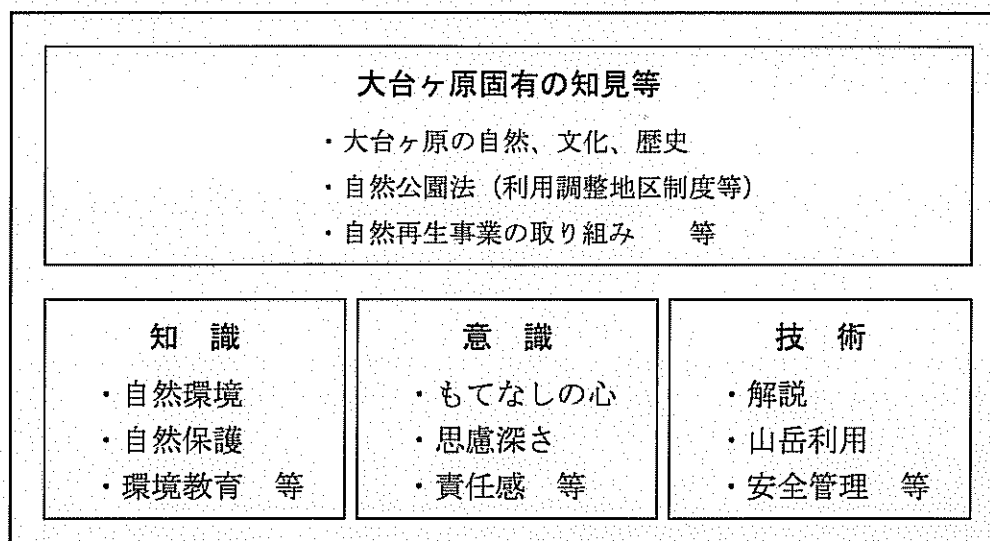
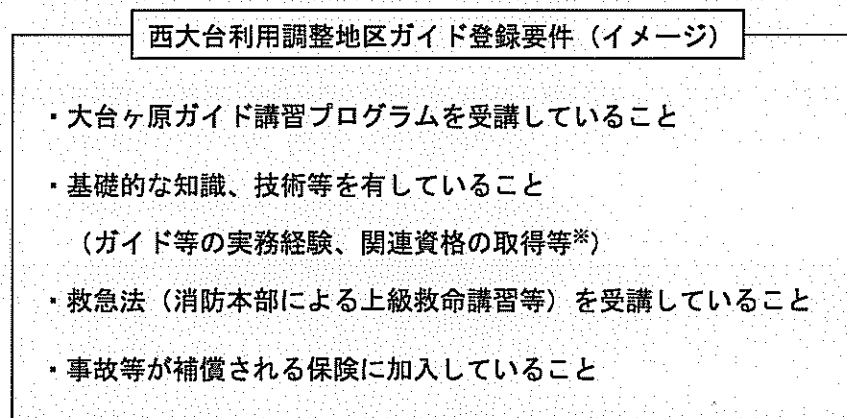


図-3 西大台利用調整地区ガイド登録要件の基本的考え方

(2) 登録要件

上記(1)を踏まえ、西大台利用調整地区ガイドの登録要件は、ガイド講習プログラムの受講のほか、大台ヶ原で活動するガイドとして必要な一定の知識や技術等に基づき定める。



※「基礎的な知識、技術等の保有」については、例えば、ガイドや野外環境教育活動等の実務経験を有することや、関連資格の取得状況等をもって判断することになるが、その判断基準は別途定めるものとする。

大台ヶ原ガイド制度等の検討に係るスケジュール

第1回WG（18年12月18日）

- ・WGの設置
- ・各地の事例紹介
- ・ガイドのあり方

第2回WG（19年2月16日）

- ・ガイド推奨の仕組み
- ・ガイド登録の要件

第3回WG（19年5月）

- ・ガイド推奨の仕組み
- ・ガイド登録の要件
- ・ガイド講習プログラム

第4回WG（19年8月）

- ・ガイド登録の要件
- ・ガイド講習プログラム
- ・ガイドプログラム

第5回WG（19年11月）

- ・ガイドプログラム
- ・西大台地区における運用

第6回WG（20年2月）

- ・西大台地区における運用

表-1 大台ヶ原ガイド制度等の検討に係るスケジュール

	18年年度				平成19年度												平成20年度	平成21年度～				
	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月						
ガイド制度検討WG	●		●			●			●			●			●							
<検討項目>																						
1. ガイドのあり方	←→																					
2. ガイド推奨の仕組み			←→																			
3. ガイド登録の要件			←→																			
4. ガイド講習プログラム									←→													
5. ガイドプログラム													←→									
6. 西大台利用調整地区における運用															←→							

ガイド講習プログラムの実施

登録制度の確立・運用に向けた準備

西大台利用調整地区ガイド登録制度の確立・運用

平成 18 年度大台ヶ原自然再生推進計画評価委員会
利用対策部会
第 1 回ガイド制度等検討ワーキンググループ

議事概要

◆日 時 平成 18 年 12 月 18 日 (月) 13 : 30 ~ 16 : 00

◆場 所 春日野荘 天平の間

◆出席者

<委員等>

田村 義彦	大台ヶ原・大峰の自然を守る会	会長
長嶋 俊介	鹿児島大学多島圏研究センター	教授
西田 正憲	奈良県立大学	教授 (ご欠席)
村上 興正	元京都大学	講師 (ご欠席)
横田 岳人	龍谷大学	講師
海津 ゆりえ	(有) 資源デザイン研究所	代表取締役
岩本 崇	山岳ガイドクラブ北山いこら	会長
尾上 忠大	森と水の源流館	事務局次長

<関係行政機関>

奈良県企画部観光交流局観光課	主査	辻岡 好文
奈良県生活環境部風致保全課	係長	奥野 雅信
奈良県農林部森林保全課	係長	白井 実
上北山村地域振興課	課長	中崎 和徳
川上村産業振興課	主幹	横谷 好則

(以上敬称略)

<事務局>

環境省近畿地方環境事務所	統括自然保護企画官	小沢 晴司
	国立公園・保全整備課長	柴田 泰邦
	自然保護官	石川 拓哉
同 吉野自然保護官事務所	自然保護官補佐	田中 綾子
(株) スペースビジョン研究所	取締役	宮前 保子
	研究主査	安場 浩一郎
	研究員	小川 菜穂子

◆議 事

- (1) 大台ヶ原におけるガイドのあり方について
- (2) その他

◆議事概要

○委員等からの主な意見等

(ガイド制度に係る条例について)

■自治体等によるガイド制度の必要性

- ・ 全国で「自称」ガイドによる遭難事故が多発しており、自治体が条例等によりガイド制度を確立しようとする動きが加速している。大台ヶ原においても条例によるガイド制度の確立が望ましい。
- ・ 自治体の条例等によるガイド制度は、資格等の対象区域が自治体の範囲に限られ、罰則が盛り込まれている場合もある。ガイドに対しては、山岳や安全に関する一般的知識だけでなく、地域特性に応じた知識や技能、責任が求められることから、条例による制度が求められる。

■各自治体におけるガイド制度に係る情報

- ・ 仮に奈良県においてガイド制度に係る条例を策定とした場合、その内容により窓口は異なる。本件については、関係課として観光課、風致保全課、森林保全課の3課が参画しているが、関連する市町村との調整、現在活動しているガイドの実績なども汲み上げながら検討していく必要がある。
 - ・ 上北山村にはガイド制度に係る条例はないが、ガイド制度をつくるのであれば、ガイドが実際に活動するエリアのことも考慮し、大台ヶ原に限らず、大峯も含めた広い範囲で検討する方が望ましい。
 - ・ 川上村も上北山村と同意見であり、大台ヶ原だけでなく大峯など周辺地域を含めて一体的に検討すべきと考える。
 - ・ 大台ヶ原と大峯などの周辺地域を含めて考える場合、上北山村だけでなく川上村、天川村、十津川村など広範囲にわたるので、奈良県の条例として考える必要があるのではないかと考える。
- ⇒ [事務局] 今回の会議の趣旨は、大台ヶ原自然再生推進計画に基づき、大台ヶ原において質の高い自然体験・環境教育を提供するため、ガイド制度の確立を目指すことである。将来的に、条例等による周辺地域を含めたガイド制度が確立することは望ましいと考えている。
- ・ 小笠原では、都と村が協定を結び、都がガイドを育成、資格認定しており、特に保全上重要な区域に立ち入る際は、認定ガイドの同行を義務付けている。例えば奈良県で条例をつくり、特に保全が必要な西大台については、ガイド同行の義務化も含めた検討を行うという段階的なステップが必要ではないかと考える。

(大台ヶ原におけるガイドのあり方について)

■ガイド制度の目標

- ・ 当面、西大台利用調整地区での推奨を目指すのであれば、西大台から何を学ぶのか、そのコンセプトを明確にすべきである。
- ・ 当面は西大台に限って検討するにしても、全体的な将来像が必要ではないか。ガイド制度を大台ヶ原から周辺に拡張する場合には、求められる技術やガイド像も異なってくる。ガイド制度の範囲に

についての整理が必要である。

- ・ 福島県の裏磐梯における事例と同様、環境省には、大台ヶ原におけるガイド制度を全国のモデル的なものと位置づけて取り組んで欲しい。
- 「ガイド」の位置づけ
- ・ ガイドに求められる能力としての「知見・知識・技術」は必要条件に過ぎない。十分条件として、責任感やサービスに対する姿勢など、質の高い利用につながるような要素が求められる。また、ガイドの「責任能力」も重要である。
 - ・ ガイドは、知識や技術だけでなく、「思慮深さ・広い視野・哲学」といった質の高い利用を提供する者としての「意識」を持つことが重要である。
 - ・ 単なる筆記試験による資格制度だけではなく、責任の取れるガイドのあり方を作り上げていくべきである。特に西大台では、過去に遭難事故も発生している。
 - ・ 北山いこらでは、ガイドとしての「意識」を重視している。利用者はガイドを信用し、すべてを任せるので、ガイドは事故を起こさないこと、起こったとしても適切に対処することが求められる。
 - ・ 森と水の源流館では、天然林「水源地の森」でのツアー等により、環境教育など学びの場を提供している。ガイドとしての意識、客の満足度などを大事にしていきたい。
 - ・ 今後の大台ヶ原におけるガイドのあり方について、地域の意向を把握すべきである。

(大台ヶ原におけるガイド推奨の仕組みについて)

■ガイド推奨について

- ・ 「推奨」の意味があいまいである。試験等による資格に基づく認定制度でなく、協議会への登録や情報提供程度に留めるのであれば、そのように明記すべきである。将来的に認定制度等の確立を目指すのであれば、「推奨」とするのも理解できる。
- ・ 各自治体の事例と比較しても、大台ヶ原は面積規模が小さいため、ガイドの需要について懸念される。

■ガイドの審査等について

- ・ 西大台地区利用適正化計画検討協議会には、ガイドの審査能力や法的な責任がないので、登録機関として考えるのは不適切であり、福島県ツーリズムガイド認定制度の事例のように、ガイド制度のための協議会等を設置して運営すべきである。
- ・ 審査にあたっては、筆記、実技を含めた試験を実施すべきである。
- ・ 西大台に絞って一定の審査基準を設けた場合、東大台をどのように扱うかについて整理すべきである。
- ・ ガイド希望者にとってわかりやすい仕組みを検討すべきである。

■ガイドの育成について

- ・ 資格試験に基づいた「ガイド推奨」を目指すのであれば、ガイド育成の仕組みが必要である。
- ・ ガイド制度を確立するだけでなく、その後のガイドの質の向上、育成が大変であり、とても重要である。

(その他)

- ・ 西大台地区利用適正化計画では、ガイド同行の義務化を「将来に向けた課題」としている。将来的にガイド同行を義務化するのか、その場合には、どのようなスケジュールで行うのか、について明確にすべきである。
- ・ WGはテクニカルな課題を議論する場であり、今回のような政策に関する論議は利用対策部会で行うべきである。また、WGの検討スケジュールも見直すべきである。
- ・ 大台ヶ原におけるガイドの定義について、資料2では「ガイドとインタープリターを合わせた位置づけ」とあるが、資料3ではインタープリターに比重をおいた記述になっている。定義が異なると議論がかみ合わなくなるので、ガイドの定義を明確に打ち出すべきである。
- ・ 次回の会議では、西大台の利用調整地区関連の資料も提示して欲しい。

[文責：近畿地方環境事務所]

平成 18 年度大台ヶ原自然再生推進計画評価委員会
利用対策部会
第 2 回ガイド制度等検討ワーキンググループ

議事概要

◆日 時 平成 19 年 2 月 16 日 (金) 13:30~16:00

◆場 所 春日野荘 こまどりの間

◆出席者

<委員等>

田村 義彦	大台ヶ原・大峰の自然を守る会	会長
長嶋 俊介	鹿児島大学多島園研究センター	教授
西田 正憲	奈良県立大学	教授
村上 興正	元京都大学	講師
横田 岳人	龍谷大学	講師
海津 ゆりえ	(有) 資源デザイン研究所	代表取締役
岩本 崇	山岳ガイドクラブ北山いこら	会長
尾上 忠大	森と水の源流館	事務局次長

<関係行政機関>

奈良県企画部観光交流局観光課	中西 康博	主任調整員
奈良県生活環境部風致保全課	奥野 雅信	係長
奈良県農林部森林保全課	白井 実	係長
上北山村地域振興課	中崎 和徳	課長
川上村産業振興課	横谷 好則	主幹

(以上敬称略)

<事務局>

環境省近畿地方環境事務所	統括自然保護企画官	田邊 仁
	国立公園・保全整備課長	柴田 泰邦
	自然保護官	石川 拓哉
同 吉野自然保護官事務所	自然保護官	羽井佐 幸宏
(株) スペースビジョン研究所	代表取締役	宮前 洋一
	取締役	宮前 保子
	研究主査	安場 浩一郎
	研究員	小川 菜穂子

◆議 事

- (1) 大台ヶ原におけるガイドのあり方について
- (2) 大台ヶ原におけるガイド推奨の仕組みについて
- (3) その他

◆議事概要

○委員等からの主な意見等

(本検討におけるガイド制度の対象について)

- ・ 大峯などの周辺広域を含めると、関係する多くの周辺村との調整が必要になるので、今回のWGにおける検討対象は「西大台利用調整地区」に限定する方がよい。
- ・ ガイドに求められる資質は、その対象とする地域に応じて異なるので、西大台利用調整地区限定のガイドとすべきである。
- ・ 「自称ガイド」による事故が発生し、自治体でガイド制度を設ける流れが全国的な動きとなっている。条例等に基づくガイド制度を、短期間で確立することは技術的に難しいとしても、その方向性は共有しておくべきである。
- ・ 自治体におけるガイド制度の実施事例をみると、条例が設置されていない場合もある。条例の策定はひとつの手段であり、今回の資料では「条例等」と標記すべきではないか。

【まとめ】

本WGで検討するガイド制度の対象は、当面「西大台利用調整地区」とすることについて合意がなされた。

(大台ヶ原におけるガイドのあり方について)

■ガイド制度の基本的考え方について

- ・ 地域への貢献に関する内容として、「地域の活性化」ではなく、もう少し積極的な表現を使用すべきである。

■ガイドに求められる資質について

- ・ ガイドに求められる資質の「意識」として、「もてなしの心」と「思慮深さ」のみでは不十分である。ガイドとしての「精神性」、「哲学」などについて追加すべきである。

(西大台利用調整地区におけるガイド制度について)

■基本的な考え方について

- ・ 当面は登録制度から始めるとしても、将来的には「認定制度」を目指すことが望ましく、その方向性は示すべきである。
- ・ 登録制度を設けるだけでガイドの質を担保することは難しいので、ガイドの評価を行う仕組みが必要である。例えば、利用者からの意見聴取、第三者が客観的な審査を行うなどが考えられる。
- ・ ガイドの必要条件は大方整理されているが、今後、十分条件について検討すべきである。

■ガイドの名称について

- ・ 西大台利用調整地区に限定するのであれば、「大台ヶ原ガイド」ではなく「西大台利用調整地区ガイド」と示すべきである。
- ・ 西大台と西大台利用調整地区のエリアは異なるため、その点についての整理も必要である。

■ガイドの登録要件等について

- ・ 登録要件のうち、「基礎的な知識・技術等の保有」については、ガイド講習プログラムを受講する際の条件とすることも考えられる。また、どのような経験をもって、基礎的な知識・技術等の保有とみなすのか、今後整理が必要である。
- ・ 登録要件として、実務経験は必要である。

- ・登録の有効期間について、3年は長すぎるのではないか。自治体の事例では2年という設定が多い。

■登録機関について

- ・登録事務の実施には費用と体制が必要であるが、西大台地区の協議会においてはどのような運用を考えているか。

⇒[事務局]西大台地区利用適正化計画検討協議会の事務局は環境省である。ガイドの登録に係る事務を協議会が行うとした場合、事務局である環境省が主体となるイメージである。

■大台ヶ原ガイド講習プログラム（仮称）について

- ・ガイド講習プログラムについては、一定の日数が必要であり、また、修了にあたっては試験の実施（実技等）も必要ではないか。
- ・座学のみ講習プログラムでは不十分であり、実技も盛り込むべきである。
- ・ガイドの質の向上の観点から、登録後も1年に1回程度の講習が必要ではないか。

⇒[事務局]ガイド講習プログラムについては、次回以降の議論となるが、現時点でのイメージとして、計3回（春、夏、秋）、各回2泊3日程度の開催を考えている。また講習プログラムの内容については、座学に加え、実技の実施も考えている。

- ・4つの登録要件に関する講習を、すべてガイド講習プログラムに組み込むことはできないか。

⇒[事務局]ガイド講習プログラムは、大台ヶ原固有の知見や利用調整地区制度の意義等について重点的に実施していきたいと考えている。基礎的な知識・技術等については、対象範囲が広いうえ、講習プログラムの日数も限られてくるので難しい。

- ・ガイド講習プログラムの中に、ガイドの保険や事故が発生した際の対応に関する講義が必要ではないか。
- ・エコツーリズム協会のガイド育成の講習プログラムでは、「法令知識」と「安全管理」を必須項目にしており、今回の講習プログラムにおいても、これらの内容は盛り込むべきである。
- ・高齢者が倒れる場合や急病人が出る場合などが想定されるので、ガイド講習プログラムの中には、医療に関する内容も必要ではないか。

【まとめ】

西大台利用調整地区におけるガイド制度の仕組みとして、当面、登録制度から取り組むこと等について合意がなされた。

ガイドの登録要件における具体的内容、登録機関の考え方、ガイド講習プログラムの内容については、次回WGでの検討事項とする。

（その他）

- ・今回の検討では、「ガイドの推奨」よりも「ガイドの育成」に重点が置かれていると考える。
- ・西大台利用調整地区ガイドとして、どのような魅力を伝えるかなど、ガイドプログラムの検討が重要である。
- ・各地で、ガイドの認識の甘さによる山岳事故が発生しているため、今回の制度が安易な「ガイドの量産」につながらないように、慎重に検討すべきである。

[文責：近畿地方環境事務所]